

平成29年度第4回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 平成29年12月27日（水）

ところ 市役所本庁舎第一会議室

小金井市市民部保険年金課

平成29年度第4回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 平成29年12月27日(水)

場 所 市役所本庁舎第一会議室

出席者 〈委 員〉

金 井 東 海	齊 藤 紀 夫	鈴 木 まゆみ
松 本 敏 朗	瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁
穂 坂 英 明	黒 米 哲 也	池 田 馨
永 並 和 子	遠 藤 百合子	片 山 薫
森 戸 洋 子	渡 辺 ふき子	近 藤 正

〈保険者〉

市民部長	藤 本 裕
保険年金課長	高 橋 美 月
国民健康保険係長	伊 藤 崇
国民健康保険係主査	野 村 明 生
国民健康保険係主任	最 所 拓 也
国民健康保険係主任	親 里 祐 一

議 題 日程第1 国民健康保険制度改革について(諮問) (継続事項)

日程第2 その他

平成29年12月27日

◎遠藤会長 皆様、こんばんは。定刻となりましたので、平成29年度第4回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

これより議事に入るわけですが、前回、11月30日開催の第3回運営協議会におきまして、諮問のありました国民健康保険制度改革につきましてご協議いただいたところでございます。継続事項となっておりますので、本日、引き続きその協議をいたしたいと存じます。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について事務局から報告をお願いいたします。係長。

◎伊藤係長 それでは、本会議の成立の可否についてご報告いたします。現在、定数17名中、14名の出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告いたします。

なお、吉田委員からは本日欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

◎遠藤会長 それでは、ここで本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎伊藤係長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました小金井市国民健康保険税改革関係でございます。

資料の不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

◎遠藤会長 それでは、資料の不足の方はいらっしゃらないというような状況でございますので、議事に入りたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名でございます。西野委員と池田委員によろしくお願いをしたいと思います。

それでは議事を進めさせていただきます。日程第1「国民健康保険制度改革について（諮問）」ということで議題といたします。

◎高橋保険年金課長 それでは、継続事項になっております日程第1「国民健康保険制度改革について」の継続事項について、改めてご説明をさせていただきます。すみません、着座のまま説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。ご説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。2点ございます。1点目は、資料の題名で「算出方法について」の「に」が抜けておりますので、申し

わけございませんが、入れていただくようお願いいたします。2点目は、右上の標準保険料率の算定方法の右の枠内、2つ目の白丸、標準的な収納率の直近実績の「(27年度)」となっているところを「(28年度)」に修正していただくようお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、本資料の左側、国保制度の改革の概要、納付金の算定方法、右側上段の標準保険料率の算定方法については前回までにご説明したとおりでございます。納付金、標準保険料率の算定方法は、東京都国民健康保険運営方針に都の算定方法が掲載されます。当該方針につきましては、都の運営協議会で答申を受けており、年内に東京都が決定すると聞いておりますが、今のところ、ホームページ等に公表はされていないようです。本日、参考資料として東京都の運営協議会に諮問された方針案をお配りしておりますので、ご参考にしてください。

資料1、右側下段の保険料収納必要総額の算出方法をご覧ください。前回の協議会で納付金額から加減算して保険料収納必要総額が算定されるとお伝えしました。保険料収納必要総額の納付金からの算出方法を一番下に記載していますが、それを小金井市の国民健康保険特別会計予算のイメージ図にしたものが、その上の図になります。

上の歳出が保険者である小金井市が支払うものです。東京都に支払う納付金、被保険者の方が医療機関を受診した際の自己負担額を差し引いた医療費、調剤費や出産育児一時金、葬祭費などの支払いの保険給付費、特定健診、保健指導などの保健事業費、その他、国民健康保険に要する費用は、賦課徴収に係る費用や本協議会の費用、職員人件費などが含まれております。

それに対し下の歳入ですが、先ほどとは逆に棒の右側のほうから説明をさせていただきます。

一番右側にある法定内一般会計繰入金から説明をさせていただきます。国民健康保険に係る費用のうち市が負担することが法定されているもので、保険料の法定軽減の市の負担分などの保険基盤安定繰入金、本運営協議会の費用などの事務的経費や職員人件費などの職員給与費等繰入金、出産育児一時金の市の負担分である出産育児一時金繰入金が一般会計から国保の特別会計へ支払われます。

その次の公費は、矢印の先の点線枠の中にあるように、都が保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う保険給付費等交付金、保険者努力支援制度、特別調整交付金の区市町村分、特定健診に係る費用に対する特定健診負担金などがございます。その左側の全てが保険料で集めるべき額、保険料収納必要総額となります。

下の白丸の納付金からの算出方法をご覧ください。納付金に保健事業及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金、葬祭費の費用等を加算します。そこから保険者支援制度などの法定内一般会計繰入金及び特別調整交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引きます。保険料率の算定に必要な保険料総額を算出することになります。

一番下の米印にあるとおり、設定した保険税率で実際に収納すべき保険税額が保険料収納必要総額に満たない場合等は、法定外一般会計繰入金で補填することになります。そのため、上

のイメージ図では、保険料収納必要総額の中に法定外一般会計繰入金を入れてあります。

資料の2ページをお開きください。税率改定の諮問案について、諮問案を選択した理由を文書にしたものです。

1は税率改定検討の前提事項、2は改定案の考え方で、前回説明した内容となっております。

下のほうの改定案の提案理由をご覧ください。3つ目の矢印でございます。諮問案で後期支援分と介護分の税率を据え置いた理由を記載してございます。

4つ目の矢印です。応能分は所得割分、応益分は均等割分と平等割分が、それに当たります。保険税の応能分と応益分の割合は、被保険者数や所得水準により異なります。小金井市は、被保険者の所得水準が比較的高いため、応能分の割合が高くなっています。

5つ目、6つ目の矢印の記載は、平成30年度の国民健康保険税に関する税制改正案が実施された場合のことを言っております。5つ目は、医療分の賦課限度額引き上げのため、医療分の所得割分の国保税の調定額が上がるが見込まれ、応能分の増額が見込まれます。

6つ目は、法定軽減の対象拡大のため、保険税の調定額の減要因となるので、諮問案で均等割の増額改定により応益分の増額でバランスをとります。

平成30年度の国保税の税制改正の案については、本日の資料の一番最後のページの参考資料をご覧ください。資料の一番下の米印の記載にあるとおり、現時点でまだ決定されているものではありませんが、12月22日付で記載内容で閣議決定されたというふうに聞いております。

1をご覧ください。医療分の賦課限度額を現行の54万円から4万円引き上げ58万円とします。

2をご覧ください。国保税の軽減判定に係る世帯の所得基準額の変更です。5割軽減額の所得基準額が世帯の被保険者数1人当たり5,000円引き上げ、2割軽減額の所得基準額が世帯の被保険者数1人当たり1万円引き上げとなる予定です。

それでは、資料の3ページにお戻りください。3、小金井市国民健康保険税改定内容〔低所得者軽減判定基準・賦課限度額〕（案）総括表をご覧ください。

前回の協議会の資料の8ページ、9ページの諮問案の総括表案に、先ほどお話しした税制改正を実施した場合の試算を追加し、税制改正の影響をあわせて掲載してございます。

ここで、前回の第3回協議会に提出した資料の8、9ページの諮問案の総括表案の一部に数値の誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。本日、机上に訂正箇所を下線を引いた訂正版を配付しておりますので、後ほど訂正をお願いいたします。本日の3ページ、4ページの資料の（B）の欄は正しい値となっております。

それでは、それぞれの区分ごとに追加した（C）欄と諮問案との差、（C）－（B）の欄を中心にご説明いたします。

（1）医療分です。①改定内容をご覧ください。右から2番目の列（C）の賦課限度額58

万円、また、一番右の欄に（B）との差額4万円が入っております。

②の改定額内訳の一番下の欄、調定見込額改定率をご覧ください。こちら行った結果、医療分は税制改正の影響で諮問案との比較で0.61%の引き上げ率となります。

次に、（2）後期高齢者支援金分です。②改定額内訳の一番下の欄、調定見込額改定率をご覧ください。後期高齢者支援分は、税制改正の影響で諮問案との比較で0.13%の引き下げ率となります。

同様に4ページ、（3）介護分です。改定額内訳の一番下の欄、調定見込額改定率をご覧ください。ただきますと、介護分は税制改正の影響で諮問案との比較で0.16%の引き下げ率となります。

最後に、（4）全体分です。医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分を合算した調定見込額と応能分と応益分の構成比率になってございます。

その下に調定見込額の影響額と増減率を掲載しております。現行保険税率（A）との比較で、諮問案の税率改定（B）では0.53%、1,272万9,000円の伸び、諮問案と税制改正案の両方の改正を見込んだ（C）では0.87%、2,085万4,000円の伸びとなります。

そのうち税制改正分の伸び率は0.34%、812万5,000円となっています。内訳は、賦課限度額改定に伴う影響額が1,089万1,000円、軽減基準の改正に伴う影響額がマイナス276万6,000円となります。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。各世帯例別による国保税額の試算をした資料を掲載しています。

左上のNo. 1の表で簡単に見方を説明させていただきます。一番左側に世帯構成が入っています。こちらは夫婦とお子さんの3人世帯の例となっております。行の2列目の世帯収入欄には、下の米印の注意書きにあるとおり、左の列から7割、5割、2割軽減が適用される世帯収入の上限に近い額を掲載しております。5割、2割軽減世帯の世帯収入が2段書きになっているのは、上段が諮問案のみの試算用の収入、下段が諮問案と税制改正の両方の改正を行った場合の試算用の収入になってございます。

下段の収入については、備考欄に記載があるとおおり、税制改正の軽減基準の変更により軽減区分が変わることを想定した設定となっております。

次の行、年税額（現行）欄には、現行の保険料率で先ほどの世帯人数と世帯収入で計算した国民健康保険税額を掲載しています。

その次の行から3行分については、諮問案のみの改定での試算に関する記載です。年税額（改定後）欄には、諮問案の税率で世帯人数と世帯収入で計算した国民健康保険税額を記載しています。

次の年税額の上昇額欄には年税額（改定後）欄と年税額（現行）欄の差額、2段書きの場合には上段との差額を記載しています。年税額の上昇割合欄は増減率です。

その下の行から3行については、諮問案と税制改正の両方の改定での試算に関する記載です。年税額（税制改正後）欄には諮問案と税制改正の税率で、世帯人数と世帯収入で計算した国民

健康保険税額を記載しております。

次の年税額の上昇額（現行との比較）欄には年税額（税制改正後）欄と年税額（現行）欄の差額、2段書きの場合は下段との差額を記載しています。年税額の上昇割合（現行との比較）は増減率になっています。

資料の表紙にお戻りください。参考資料として下半分に記載のとおり、1点目、東京都国民健康保険運営方針（案）、2点目、小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）、3点目、平成30年度国民健康保険税制改正内容（案）を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご協議いただきますよう、お願いいたします。

◎遠藤会長 それでは、事務局の説明は終わりました。引き続き、前回同様に皆様からご意見を承りたいと思います。ご質問いかがでしょうか。特に質問ございませんか。

前回、たしかまだ質疑が必要だということで、今回、この場を持ったという経緯がございますので、ただいま5時から勉強会をさせていただいたという経緯はありますけれども、引き続きご質問受けたいと思います。いかがでしょうか。森戸さん。

◎森戸委員 ちょっと質問というか、わからないんですが、今日、諮問案が机の上にありますね、修正が。これで調定見込額が変更になったわけですね、総額が。今日配られた資料の厚いほうの総括表の改定後のところは、これで合っているのか。そうか。

税制改正があって15億4,110万5,000円、税制改正の場合はなるわけですが、ちょっとよくわからないのが影響額なんですけど、4ページの税制改革を行った場合には影響額は812万5,000円になるということですか。ちょっともう一回説明をお願いできないでしょうか。

◎高橋保険年金課長 では、4ページの（4）全体分の2つ表があるうちの下のほうのことだと思います。こちらの表なんですけれども、1段目は現行の保険料率と諮問案のみとの影響額になっております。それが、その上の表に載っている調定額の差額が1,272万9,000円、増減率で計算すると0.53%になります。これは現行と諮問案のみの場合です。

その次の段が（A）列と（C）列の比較になっているかと思いますが、これが現行と諮問案プラス税制改正をしたときの調定見込額と現行の調定見込額との差になっております。影響額としては2,085万4,000円、増減率としては0.87%の増となっております。

その次のところが、（B）と（C）の比較をしておりますので、諮問案と諮問案プラス税制改正の分をしたものの比較になっておりますので、ここが税制改正分の影響額ということで812万5,000円、これは諮問案と税制改正のところの増減率では0.34%という形で出ているということでございます。

◎森戸委員 それで、先ほど説明があった賦課限度額を54万円から58万円に上げた分が1,089万1,000円の収入増になると。で、軽減のほうは27.5万円と、この一番最後にあるような2割減額は49万から50万に改正されてやった場合に276万6,000円の減収

になるので、全体は812万5,000円の影響ということですよ。

◎高橋保険年金課長 はい。

◎森戸委員 この中身。

◎高橋保険年金課長 中身ですよ。こちらなんです、先ほどの一番最後の資料をご覧ただいて……。

◎森戸委員 最後って何ページ。

◎高橋保険年金課長 参考資料の税制改正の内容のところですね。こちらなんですけども、医療分の賦課限度額を54万から58万に上げるということは、つまりはどういうことかといいますと、所得割額で所得の高い方で計算をすると、例えばの話、国民健康保険の計算式に合わせて計算をした場合に60万円の税額が出ていた方は、これまでですと54万円が限度額なので54万までしか税金がかからない形になるんですよ。それが今度の税制改正をすると、60万という計算結果が出た人は54万の税額だったものが、今度の限度額が増えたことで58万円になります。ここは、所得の高い人に対しての税額を増やすというような形の税制改正だとお考えください。それによって、小金井市の方は被保険者の方に所得の多い方が多いので、この改正をすると1,000万ぐらい国保税の調定額が増える形になります。

2番目のほうの税制改正なんです、こちらは応益割と言われている均等割と平等割のほうに対して一定の低所得の方に軽減をするような制度を持っているんですが、その軽減対象となる人の幅を広げる、拡大するというような措置になります。

先ほどご説明したとおり、今までだと例えば3人世帯の方ですと、改正前の場合には27万掛ける3人プラス33万円以下の所得の方であれば5割軽減というところを、その上限を27.5万、1人当たり5,000円上げていますので、所得がもう少し多い方でも5割減額の対象になるというような形になっておりますので、こちらは低所得、中層の所得の方から国保税を減額するような形になりますので、こちらは市に入ってくる国保税の調定額が下がるような改正となっております。

その1番と2番を合わせた影響額として、今回の諮問案と税制改正が行われた場合の試算が先ほどの4ページのところで出しております812万5,000円という形になりますので、限度額を上げる税制改正のほうの影響が大きく出ているような形になっております。

◎森戸委員 いいですか。

◎遠藤会長 はい。

◎森戸委員 そうすると、3ページの総括表の改訂後の(C)ですよ。(C)で言うと、これは税制改正を反映させると均等割額についてはまだ下がるんじゃないんですか。数字が(B)と(C)と変わっていないわけですよ。

◎高橋保険年金課長 はい。

◎森戸委員 それともう一つ、先ほど言われた限度額が変われば、④になるのかな、賦課限度額超過額。これも1,000万円の増になっていないとおかしいんだけど、何か下がっているわ

けですよね。ちょっとそのあたりを説明していただけませんか。

◎高橋保険年金課長 3ページの(1)の医療分の②のところをご覧ください。今ご質問があったところは、税制改正の2番目の軽減のところ反映されているのであれば、④の数字が(B)と(C)で変わるのではないかとというご質問と、あと、④の超過額のところがマイナスになるのはおかしいんじゃないかというお話かと思えます。

こちらの表で調定見込額の計算のところに計算式が入っていますが、調定見込額は、まずは軽減前の状態、または賦課限度額の超過をする分を引かない前の状態での計算の額を入れております。⑦と④と⑤を足したものが、それに相当します。そこから低所得者の軽減額は④に入っておりますので、軽減額④と、あとは先ほどお話しした賦課限度額の超過額ですね。先ほど例を挙げましたものは60万、超過額の設定がなければ60万の税額がかかるところを54万、また今度は58万の限度額があることで、そこから超えている6万円だったり、2万円というものがここに入っています。

そういうような④であるもの、④であるもの、あとは、ちょっと端数の調整をする④というものを、先ほどの⑦、④、⑤の合計から引いたものという形になりますので、先ほどの④のところに出るはずではないかと言われた均等割の軽減分は④に入っております。また、所得割の賦課限度額の超過分が④に入っているというような形ですので、そういうような形で見ていただければと思います。

◎遠藤会長 ただいまさらに詳しい説明を受けたところではございますが、ご質問があればお願いしたいんですが、いかがでしょうか。近藤さん。

◎近藤委員 今、議論をしているのは、この諮問案に対しての議論というふうに私、理解をしております、確かに税制改正が予定されていて、これ、まだ通っていないんですよね。ですから、この後、恐らく年明けに条例の改正の手続を踏まれるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そこまで行った場合には、恐らく30年度の予算としては、最終的にはこういう形になるんじゃないかと思うんですけれども、そこでちょっと質問したいのは、今日この場で決めなきゃいけないのは、最終的なこの部分まで、税制改正分まで含めて、ここで議論するのか、その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

◎高橋保険年金課長 本日、この総括表でお出しした(C)欄のところをお示したのは、前回の協議会の際に税制改正が予定をされているのであれば、それをやった場合の影響額を見てみたいというようなご意見をいただきましたので、資料をお出ししています。

ただ、あくまでも私どもが諮問しているのは、前回お示しをした(B)の欄のところを今は想定をしておりますので、そちらでご検討いただくというふうに、こちらとしては考えてございます。

◎近藤委員 わかりました。

◎高橋保険年金課長 ただ、先ほどお話しがあったとおりに、多分、年度末に法律が改正された場合には、市としては(C)案になるような方向で、また諮問させていただくことを考えてご

ざいます。

◎遠藤会長 ということですので、前回の諮問というのは、再確認をいたしますと、改正内容ということに関しまして、医療分、国民健康保険の被保険者にかかる均等割合の額について、2万1,000円を2万6,000円に改正するというのと、それから、国民健康保険の被保険者にかかる平等割合を廃止するという、この2点というふうに確認しておりますので、この2点についてご質疑をいただきたいということでございます。

質疑ございませんか。森戸さん。

◎森戸委員 それで、諮問内容は均等割2万1,000円を2万6,000円にし、平等割を廃止するという事なんですが、均等割の大幅な5,000円の増というのは、多子世帯とか、家族が多い世帯にとっては非常に大きな負担になるんじゃないかと思えます。

それで、1,272万9,000円の影響額ということなわけですけれども、平等割を残していても十分にやりくりできるし、一般会計の繰り入れを若干増やせばできると私は思うんですね。

ちょっと確認をしたいんですが、一般会計の繰り入れをどのぐらい見込んでいらっしゃるのかということも1つ伺いたいと思います。

それから、もう一つは、税制改正があって、何かこの資料を見ると5割、2割は減額になるんじゃないかという幻想を持つわけですが、基本的には繰入金金をゼロにしていかなきゃいけないということから考えると、こういう方々もいずれは増税にならざるを得ないというふうに思うんですね、そのあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

例えば予算上で8億8,000万あった繰り入れを10年間でゼロにするとしたら、8億8,000万分の負担が被保険者に10年後には行くということになるんですね。そうすると4万ぐらい、3万7,000ぐらいかな、の負担が10年後には行くということになって、平均です。4人家族にすれば14万の負担増ぐらいになると。これは、やっぱり非常にきついわけで、国の制度だからやむを得ないといえば、そういうふうに答弁をされるんでしょうけれども、こんな苛酷な国保税の増税というのはないと思うんですよ。その出発点となるのが今回の第一歩の国保税の改定だと思いますので、そのあたりは市としてどういうふうに繰入金金について見ているのか、見解を伺いたいと思います。

それから、もう一つは、12月の第4回の都議会の定例会の中で、東京都は、保険料の負担の引き下げについて、区市町村からは保険料が急激に上昇しないよう繰入金金の活用に加えて、都独自の財政支援について要望が出されており、今後、国から示される追加財源やそれを反映した納付金の算定結果を踏まえ、都としての対応を検討してまいるということで、都も一定、支援をせざるを得ないのかなという前向きな答弁が出ているようなんですね。

まだ、そこが確定しない中で、もうこれで行くんだというふうに決めて本当にいいのかなというふうに思っているんですが、東京都からは何らかのものというのは出てきていないのか。東京都がいろんな補助金などを確定するのはいつごろになっていくのか、その点について確認

をさせていただきたいと思います。

◎遠藤会長 課長。

◎高橋保険年金課長 では、順番に。まずは一般会計からの繰入金の想定額からでよかったですでしょうか。

◎森戸委員 はい。

◎高橋保険年金課長 こちらの諮問案の試算をした段階では、一般会計の繰入金を7億5,000万程度になるかなというふうに、上限では、そのぐらいになるかなというふうに見込んでおりました。

次が、先ほどのお話であれば、その7億何がしかのものを今後何年かけて計画的に下げていくというようなことにつきましては、これまでも繰り返しお話ししてきたとおり、国の方針であり、都の方針でも、そういうような形になっています。

ただ、今の段階では、私どもも今の時点の繰り入れの想定をある程度、何年間かけてというような、先ほど委員のほうからあったような考え方しか、まずは試算もできないような状況ではあります。ただ、これから毎年、納付金、標準保険料率というものは東京都から示されるものと考えておりますし、さまざまな要因があるかと思えます。そういったところも踏まえて、まだ来ていないんですけども、これから法定外一般会計繰入金の削減計画というものは立ててまいりますので、そこで具体的にどうやっていくかを考えながら進めていくような形になるかと思っております。

確かに委員おっしゃるとおりに、これは、小金井市だけではなく、全国的に一般会計繰入金をしてきたところに関しては同じような形になるかと考えておりますし、これまでも国への、例えば負担率の増等、もしくは財政的な支援の要望というのは上げてまいりましたし、今回の国民健康保険の制度改正において、公費の負担については一定、区市町村等の要望から、そういう形の実現してきたというような流れもございます。今後も、国への要望については、引き続きさまざまな機会を捉えて実施をしていきたいというふうに考えてございます。

もう一点が東京都の状況のお話でございます。前回までもお話ししたかと思えますけれども、あくまで前回お示ししている納付金の額、また、標準保険料率に関しては、国から示された仮係数での計算でございます。聞いているスケジュール的なものとしては、この年末に都道府県に対して国から本係数が示されると聞いております。東京都は、それを受けて本係数を使った最終の計算をし、最終的な納付金額を年明けに市町村に伝えていくというような形になってございます。

先ほど都議会の状況のお話もあったと思えますけれども、そちらの納付金の金額を見ながら、東京都は、その後の状況について、どうしていくかという策については検討されるというふうになっているのかなど。先ほどのお話を聞いて思ったところですけども、現時点で具体的なお話があるということではございませんので、私どもとしては、今の諮問案で行くというふうに考えてございます。

◎遠藤会長 森戸さん。

◎森戸委員 それで、先ほども言ったように均等割が5,000円上がるというのは非常に大きいですね。一方で平等割は廃止すると。だから、もっとそのあたりを工夫すれば、やれる方法はあるんじゃないかと思うんですね。その点はいかがか。

これ、税制改正のものが出ていて、何か全部減税になるような形になっているんですが、7割、5割、2割の減額の方は40%ぐらいですよ。残る6割は軽減なしの方なので、その点がどうなのかということと、今回上がっても、来年度また上げることが諮問されるわけですね。そうなったときは、またどうなるかわからないということなんですかね。納付金額がどうなるかによるんでしょうけど、その点がどうか。

それから、もう一つは、東京都の方針案を見ると、収納率について述べていまして、26ページですかね。ここに1万人以上5万人未満で、小金井市は収納率、全国平均92.43%に合わせるということになって、実績がこれより下がった場合に、この分は東京都から借りるんですか。それとも一般会計の繰り入れで補填するか、ちょっとそこをもう一回確認させていただけないでしょうかということです。

◎高橋保険年金課長 まずは平等割と均等割の方式変更に関してのお話かと思います。確かに前回の諮問案をお話ししたときにも、平等割をなくして均等割にするということは、世帯人数によって影響があるということは私どもも把握をして、それがあってもなお国民健康保険税の見える化というものを図っていきたいということ。また、標準保険料率等示された中でも、私どもの均等割額に対する部分というのは、他市に比べても少し低いような状況にあるかなというふうにも考えました。

現行の29年度の東京都内の各市町村の方式等を見ても、今の状況では、3方式、4方式のところは大分少ないような状況になっておりますので、そもそも区分が3つあって比較するものなかなか難しい中で、東京都の中で保険税額の平準化を図っていく部分とか、あとは被保険者の皆様のご自身の状況を他の状況と比べるときにも、方式は2方式ということが今後はスタンダードになっていくのではないかとというふうに考えておまして、そのような意味合いでも、方式については今回変えさせていただきたいというふうな形で諮問をしています。

また、先ほど2ページのところで提案理由を説明させていただいたところですが、全体的な部分として、応能分と応益分の割合が急変しないように配慮するということも考えながら、数値的なものは設定をさせていただきました。

それと、次が保険税額の収納率についてのお話だったかと思います。東京都のほうの方針案の26ページのところで書いてあるところのお話をいただいているかと思います。

こちらで見ますと、小金井市は1万人以上5万人未満の区分のところ、48番と番号が振ってあるところが小金井市のところになっていますけれども、小金井市は、そちらにも書いてあるとおりに、目標の収納率、例えば30年度の目標の収納率に比べて、28年度の確定値ではありますが、既にそれを超えたような形になってございます。納付金の金額については、こ

ちらの直近の収納率のほうを使って算定をしているようなこともございますので、私ども、予算等も含めて収納率を高く見るということは、それだけ集める保険料の額を小さくできるところでもありますので、今後はぎりぎりのところで見えていくような形になるかと考えてはございます。

ただ、おっしゃるとおり、例えば予算を組んだ中で、これまでと違い、かかった医療費、保険給付費については、その額は全て東京都から、その年度のものはいただけます。ただ、決められた納付金額は全額、その市がその年度に払わなくてはいけないので、そのために集めなくてはいけない保険料というのが、先ほど資料の1番で説明をさせていただいた必要な保険料額というものがあつたかと思えますけれども、それが万が一、設定した保険料率で集め切れなかった場合というのは、予算内の一般会計繰り入れでどうにかなる分であれば、そうなるかと思えますけれども、そこで調定に対して収納がとても少なかった、もしくは収納率がキープはできたけれども、そもそもの調定額が小さくなってしまって納付金を払うにも赤字になってしまった場合には、東京都に設置される基金の中から借金をするような形になるかと思っています。

そのどちらを選ぶのかということ、それは、その場になってみないと、市の財政の状況、一般会計の状況であるとか、それ以外の部分もあるかとは思いますが、基金から借り入れをした場合には数年後から借り入れた分を返さなくては行けませんので、その分も含めて保険税については上げさせていただくこともあるかと思っております。

◎森戸委員 すみません。

◎遠藤会長 森戸さん。

◎森戸委員 私ばかりやってもいけないので、結局、今、市から説明を受けたのは国保税の見える化とか、他市の状況から考えて均等割が低いからとか、3方式の自治体が少ないからとかということが理由で現行の諮問案が出されていて、国保制度の今回のものを維持しながら、被保険者の生活を含めて検討し、税の諮問案のような形を出されているということじゃないということなんですよね。私は、もう少し市民の生活実態含めて考えながら、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

この東京都の案を読むと、27ページに保険料をとにかく92.43%やるために収納率向上対策の推進ということで、滞納者に対し督促や催告を行うほか、納付相談により生活状況を把握しとかありますけど、小金井は、こういう実態ないですよ。先日も話しましたが、いきなり預貯金22万円のうち17万円を差し押さえるというような、こんな状況ですよ。

本来なら10万円プラス幾らかという、差し押さえる基準が決まっているにもかかわらず、約10万ちょっとですよ、差し押さえられても。しかし、給与なのに、それを預貯金、財産だという形で差し押さえちゃうと。この人、どうやって生活するんですかという話なんです。しかも、昨年度の滞納まで含めて差し押さえると。

以前の国保に徴収係があつたときは滞納相談があつて、じゃ、10回にしてこようとか、そういう相談をしてもらえたんですよ。ところが、今は、差し押さえられて、1回相談

に行った。でも、いろんなことで生活が苦しくなって、また払えなくなった。そしたら、何も言わないで差し押さえると。これじゃ、サラ金の取り立てと同じだと私は言いたいですよ。

これ、92%にするために、また、そういう市民の。それは払わない人が悪いんだとおっしゃる方もおられるかもしれませんが、そういう生活の実態について十分に把握できているのかというと、私が聞いた経験では、そういう状況じゃないですよ。だから、ここには丁寧に生活状況を把握しなんて書いてありますけど、差し押さえて呼び出して、ある意味、脅しともとられるようなやり方でやっているわけですよ、今の小金井市は。

そういう形で差し押さえるような状況になっている中で、また払えない人を増やし、同じようなことをやるのかと、悪循環を。そんなことはやめるべきだと私は思っています。

今、本当に払えない人が多くて、どうしたらいいかという相談が結構ありますから、ぜひ、そこはやっぱり実情に応じて、均等割を上げて、応益のところをぐっと上げるようなことはやめていただきたいということは述べておきたいと思います。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。先に松本さん、お手が挙がりましたので。

◎松本委員 先ほど市ご当局のほうから少子高齢化に対応しなければいけないという時代にもかかわらず、家族が多いのは罪だと、それはしょうがないねと言わんばかりの発言があったんですけれども、このケーススタディーを見ていただければ、そういうところにプラスという負担が行っているわけですね。そういう整理がされているわけなんですけれども、果たして、それだけでいいのかなというのは若干疑問に思います。

審議会の性格にかかわってくるんですけれども、審議会は、市長から諮問事項について、諮問されたときには速やかに答申しなければならないというふうになっているんですけれども、それは、どういった内容が求められていくのか、それを確認したいというのが1点です。

市長に建議することもできるというふうに書いてありますから、私、初めての審議会の経験なんでわからないんですけれども、審議事項は、先ほど座長がおっしゃったように、ピンポイントで2万1,000円が2万6,000円、それから平等割廃止という、その2点について諮問されているわけですね。それについて、ストレートにそれを是とするのか、それも多数決でいくのか、コンセンサスでいくのか。よくわからないんですけど、何か別に規定があれば教えてもらいたいですけれども、審議会として、そのピンポイントの諮問に対してピンポイントで回答するのでいいのかどうかというのは、一回教えていただければというふうに思います。

我々、選挙で選ばれているわけではないので、こうだというふうに、納税者というのか、あるいは被保険者というのか、そういう人の財産権に直接影響するようなことを云々するという権限までは持っていないはずなんです。だから、審議会としてどこまでそこを踏み込んでいく権限があるのかなのかというところから、一回整理していただきたいなという思いがあります。

それは、原因は何かというと、先ほど申し上げたように、家族構成によって負担がかなり変わってくる、区々まちまちであるというような、そういう改正になるわけですから。いろんな

副作用も含んだ影響が出てくるものを、そういうところは無視をして、この諮問事項2つに合わせて回答をしなければいけないのか。もう少し余裕を持って、先ほどいろんなケースがあって、均等割でも2万6,000円にしなくてもいいじゃないかとか、平等割だって必ずしも即廃止、背景的には税制改正の問題もあるし、それから入ってくる、出ていく、まだいろんな流動的な要素がありますから、そういう中でどこまでやらなければいけないのか。そういう中で決めなければいけないわけですから、これは、相当慎重に我々考えさせていただかなければいけないのかなという思いがありますので、ちょっとそれを含んで、この審議会の運営について整理して教えていただければというふうに思います。

◎遠藤会長 すみません。この場の座長といたしまして、今の松本さんのお考えに対して私個人の意見なんですけれども、あくまでも諮問されたということの内容に関しまして、この協議会として答申をしていくというのが基本スタンスであると思います。

最初の時点で建議をすることができるというふうにおっしゃっていましたがけれども、それは答申をすることの以外に、私たちは、この問題に関してこういうような意見を持っています、これに関してはいかがでしょうかというような投げかけをしたりとか、意見を持っているということを伝えるということが建議をするというふうに私は理解をしているので、あくまでもこの協議会に付された諮問内容に関して、この協議会としての義務としては答申を行っていくということが本筋ではないかというふうに思います。

かつては答申を出すに当たりまして、こういう少数意見がありましたということで意見を付してということの内容で答申につけ足して、少数意見として出したということはありません。補足があったら。

◎松本委員 今おっしゃったのは、建議という内容を含んで答申というのか、あるいは、そういうのは一切なしに、イエス・オア・ノーということだけが答申の意味合いなのかということなんですけれども、座長がおっしゃったのはイエス・オア・ノーしかないんだということでは理解していいんですか。

◎遠藤会長 基本的にはそうだと。

◎松本委員 イエス・バッドとかノー・バッドであり得るんですよね、選択肢としては。

◎遠藤会長 ただ……。

◎松本委員 だから、それについては一切入らないで、イエス・オア・ノーと二者択一で多数決で決しろというのが審議会の運営だということではよろしいですか。

◎藤本市民部長 すみません、私のほうから。

◎遠藤会長 はい、部長。

◎藤本市民部長 規則の第2条に、先ほど言われたとおり、協議会は、市長の諮問により次の事項を審議し、必要があるときは市長に建議することができる。また、市長の諮問を受けたときは、その都度会議を開き、速やかに答申をしなければならないということになっておりますので、基本的には答申に対して諮問をしていただく、場合によっては建議ということもあり得

るということです。

議決の方法というのは、また第8条にありまして、議決については、この中で決をとっていただいて過半数で決するというようになっております。

◎森戸委員 今、そういうふうに説明されたんですが、しかし、合議制だということで、これまで国保の運協は、多数決なのかもしれませんが、一定の意見をつけたり、少数の意見をつけたり、全体で共通で言えることはきちっと言って答申を出してきたと思うので、オール・オア・ナッシングというか、反対、賛成で決めて通ったということだけの答申ではないのかなと思っておりますが、そういう解釈でよろしいですか。

◎藤本市民部長 すみません。前回、税率改正したときもいろんな意見がございました。その中で、諮問に対しては同意をしていただいたんですけども、それぞれ委員の方の意見を付して、それで答申をしたという内容になっておりますので、そのような形もあるというふうに考えております。

◎遠藤会長 その前に齊藤さん。ごめんなさい。

◎齊藤委員 これ、すごく難しい諮問だと思うんですけど、今まで、特に森戸委員が言われたことはよくわかります。一方、私も今回、参考資料、物すごくいいなと思ったんですけども、よく読みましたけども、特にこれ、判断しかねるのは、恐らくこの東京都の11月20日付でしたっけ、この運営方針の13ページに、要は赤字の解消だとか削減について書かれているわけですね。

私、前回もちょっと質問した記憶があるんですけども、今回の諮問案がどうして判断がなかなか難しいかという、ここの13ページの(3)にも書かれていますが、2行目から3行目にかけて、「各市町村は、分析結果を踏まえ」、私は、当市の分析結果がよくわからないんですけども、「分析結果を踏まえ、赤字解消の目標年次を定めた上で」云々とありますよね。こう書かれている。私、前回もこれを聞いたかったんですけども、来年度は来年度、次の年度は次の年度で、とにかく何とかしていかないかなということと言われたような記憶もあるんですけども、我々は、10年なら10年で非常に難しいですよ。難しいけども、一応、10年後の目標はこうなんだというのを踏まえて、じゃあ、来年度はこう行きたいんだよという諮問なら、もうちょっと具体的に検討できるんじゃないかと思うんですけど、何もなくて、来年度はこれで行きますと。これじゃ、その次の年度はまた変わるのかと。最終的にはどこをゴールにするのかというのがさっぱり見えないわけですよ。

だから、見えないのを相手にしながら、来年度の諮問をするというのはどうも判断ができないな、難しいなということなんですよ。「目標年次」と東京都も書いているわけだから、やっぱり難しいとは言いながら、小金井市も目標年次を定めて、そこに持っていくにはどうしたらいいのかと。恐らく毎年度変わっていくんでしょうけども、それにしても我々が判断する基準としては、そういうのがないと、それじゃ、やっぱり今年度はこれで行くしかないとか、そういうことになると思うんですよ。

ただ、今は、ある部分が負担になるからどうのこうのということになっちゃっていますが、でも、そうならざるを得ないかもしれませんね。でも、ならざるを得ないのか、それはよくないのかというのは、目標年次で最終的に赤字がなくなる、それを目指してやるんだから、これしかないとか、そういうのを言われたら、うん、そうかなというのものもあるんですけど、今、そういうのが全くないから、それをやったらこうですよ、こうなっちゃいますよということしか言えないわけですよ。

だから、ぜひ目標年次に向かってどうなるのかというやつを、前回は申し上げましたけども、一応、たたき台みたいなものをつくってほしいなど。そうしないと、判断がすごく難しい。議論ばかり出て結論が出ないということになるんじゃないかなと思いますけどね。

以上です。

◎高橋保険年金課長 すみません。先ほどもお話ししたとおりに、森戸委員がおっしゃられたとおり、例えば現時点では7億5,000万ぐらいの一般会計繰り入れを想定している。それを今の時点の10年なら10年で割ると、毎年、調定額を7,500万上げていくという想定になりますよね。ちょっと今、お手元に持っていらっしゃるかどうかわからないんですけども、前回いろいろご意見をいただきましたが、諮問案のほかに幾つか案を出させていただいたかと思います。その中で、大体、10年間で赤字解消するために出した諮問案というのが、前回の改定案の2番と3番だったかと思います。

その2番と3番の影響額のところで出ていたのが、金額として改定案の2が7,887万7,000円、改定案の3が7,421万3,000円というような形のものをお示ししていたかと思います。これが、内容的にはあまり精査はされていませんけれども、この調定額の増を持ってくるためには、大体、このぐらいの医療分、後期高齢分、介護分、それぞれで均等割額を1,000円、あと所得割額を0.1%上げていくというようなことでお示したつもりではございました。

確かに先ほどの東京都の方針案にあったとおり、計画を立てていかななくてはいけないところですが、この計画についても、これから国から示されるものがあるというふうに聞いていますが、現時点で、まだそれが来ていないような状況でございますので、今の時点では、そのようなお答えになるかと思っております。

◎齊藤委員 では、これで諮問をこのとおり行きましようかと仮になった場合、来年度はどうなるかというのはわからないわけですか。

◎高橋保険年金課長 今のまんまであれば……。

◎齊藤委員 ごめんなさい、再来年度。

◎高橋保険年金課長 そう、再来年度ですよ。先ほど言った形で調定額を一定、計画的に上げていくための諮問をさせていただくようになります。

◎遠藤会長 では、金井さん。

◎金井委員 いいですか。

◎齊藤委員 どうぞ。

◎金井委員 やっぱり再来年のこととかというのを今、審議しているわけではないので、それはちょっと別な話としてもらって、今諮問されていることで急いで変えなきゃならないということが私は十分理解できないというか、変えていくにしても、激変緩和というものもあるぐらいですから、よく注意をしてやっていかなきゃいけないと思うし、先ほどありましたように、前にもいただいていたんですけども、滞納の割合というのが増えている、それだけ払いにくくなっているという面もあると思うんですね。

ですから、そういうことも考えますと、やっぱり今すぐ3方式をいじってやらないで、やはり世帯別の平等割ですか、これはもう少し工夫をする、基本的に平成30年度は残しておく。それから、子供さんの多い世帯の均等割というんですか、一人一人の。これをやはり上げるというのについても、もう少し配慮して軽減していくということを工夫できないか。ということは、多子世帯については軽減してほしいと思います。

それから、均等割の引き上げ幅をもう少し圧縮していくといいますか、一遍に5,000円ってかなり大きい。4人いるところは2万円ですよ。夫婦に子供2人と考えると、4人ですからね。例えば世帯割が今、1世帯6,600円、均等割は1世帯2万1,000円ですけども、5,000円ずつ上げれば、4人の場合2万円で、6,600円引いて、その差額の1万3,400円になるのかな。それが引き上げ幅になるわけですよ。ですから、やっぱりその辺、もう少し工夫すべきではないか。

先ほどの資料、税制改定後の資料、今日配られた資料ですよ。今日のは諮問の訂正の資料ですけど、前もって配られました今日の資料のあれで見ましても、税制改定後も出ていますし、それなんかを見ますと、影響額にかなり違いがあるわけですが、これがある程度吸収できる部分というふうに見ることもできると思うんですよ。ですから、そこら辺、もう少し工夫ができないのか。そこら辺、もう少し工夫してほしいというふうに私は思います。

ですから、具体的には、そういったことを、「いや、工夫はできない。もう十分工夫した。これで行くんだ」というふうにおっしゃるかもしれませんが、その辺を意見としてぜひ諮問に反映させていただきたいというふうに思っています。

◎高橋保険年金課長 皆様のご意見は、痛いほどわかる部分があります。ただ、先ほどもお話ししたとおりに、先が見えないというお話はございましたが、これが改正の1年目です。1年目に当たって私どもは、できるだけ変えないという方向で、いきなり値上げをしないという方向で、今回の諮問案を提出させていただいています。

ここで、例えば調定額を下げるような形にしますと、多分、先ほど言っていた市に入る部分のところに入ってこない部分も出てくる。また、来年度以降、その次の年からの繰入金を解消していくという計画の中での解消すべき部分が多くなるという可能性もあります。そういったところでは、いろいろとご理解したい部分もあるんですけども、私どもとしては、最低限のところでの改定という形で、初年度はできるだけ変えない形というものを考えて諮問させてい

ただいているところです、ということは申し上げたいと思います。

◎遠藤会長 渡辺さん。

◎渡辺委員 やはり国民健康保険を実際に払っていらっしゃる方というのは負担感が高いと思います。しかしながら、今、例えば子供の医療費にしましても、これは所得制限がありますが、小金井は未就学児は一切無料ということで行わせていただいておりますし、また、中学3年生まで通院費では200円、そして入院費は無料。お子さんが多いほど、そうした恩恵にあずかるといいますか、そうした方は多いと思うんですね。その結果、病院にも早くかかって、早く回復するということもできるわけで、そうした点では国費、また公費の負担というのが非常に大きくなっているというふうに思います。

また、高齢者の方々が増えれば、また国保が増えていくという形の中で、今の税制を考えますと、どうしても国保に頼らざるを得ないという状況がありますので、これを何とか改正していくためには、やはり重症化しない、早目に手当てをして、そして健康でいていただく、そうしたことがとても大事だと思っております。

そうしたことが、この中にも書いてありましたけど、小金井市でも糖尿病の方とか、そうした方々にレセプトなどを使いながら、早目に手当てをしていただいて、そして医療費を抑えていくといったことも含めて、また、ジェネリック医薬品の使用ですとか、いろんな形で医療費を抑えるということを今やっているとします。

そうした中で、これは質問ですけど、小金井市が現在払っている国民健康保険税というのは全国的に見て、また東京都の中においてどうなのかということ、まず伺いたいと思います。標準的なのか、それとも多少なりとも軽減されているのか。また、今回、こうした形で改正を諮問されているわけですけど、この諮問額というのは、何回も出てはいることではありますけれど、全国的に見てどうなのか、また東京都としてはどうなのか。また、多摩26市の中ではどの程度になるのか。

そういったことをまず伺って、やはり上げないということは、私たちとすれば最も生活を守ることになるかもしれませんが、それは私たちの健康をしっかりと病院にかかって、保険によって3割であったりとか、また、子供であれば本当に少ない金額で今、医療にかかれるような体制にもなってきておりますので、そのためには国民健康保険税を払っていくということは、これは欠かせないことなのかなと思っております。もちろん大幅な値上げはしないほうがいいですし、また、多子世帯の方々などが負担になるというのは大変だということは思います。その分、ご自分たちもそれぞれ医療保険の恩恵にあずかっているということを考えると、大変でも、若干払っていただくということは必要なかな。それプラス医療費を削減していくための方法をしっかりと取り組んでいくということが私たちにとってはとても大事なことであり、とりもなおさず健診などの受診率を上げていく。本当に市全体で、そうしたことを取り組んでいこうという方向性をしっかりと打ち出して、私たちみずからがしっかりと行っていく、市に広げていく、そういった方向がやっぱり大事なのではないかなというふうに思っています。

本当に国民皆保険という制度を守るためにも、私たちができることというのはあるというふうに思いますし、保険料だけを抑えるということではなく、また違った意味で、私たちが払っている保険料が今どうなのかということをお聞きしていますけれど、そうしたことも大事なのかなというふうに思っておりまして、すみません、ちょっと発言させていただきました。

現状と、それから、これからのことについて、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。

◎藤本市民部長 では、私のほうから。前提なんですけれども、保険制度なんですけれども、日本の国民健康保険の基盤となる仕組みです。年齢構成が高くて、医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重い、財政運営が不安定になるリスクが高い、小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な課題を抱えています。

この10年間で70歳以上の高齢者数は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になります。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には国民医療費の総額は61.8兆円にもなると見込まれております。国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるために、平成30年4月から、今度の4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになったということです。

見直しの柱として、国の責務として約3,400億円の追加的な財政支援、公費拡充、東京都と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担うということで、法律につきましても、平成27年5月27日に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律ということで、今回の制度改正となっております。

こちら国の標準化指数というのがありますが、標準化指数というのは、平均所得者の保険料の応益割と応能割の比率で、応益割指数と応能割指数を加重平均したもの、平均所得者の保険料水準を示す指標というふうなものなんですけれども、こちらは自治体で保険料を比較すると、まず国を1としますと、特別区が0.950、26市で一番低いところは0.5、一番高くても0.8ということになっております。

標準化指数を全国の大都市と比較すると、札幌市が1.153、仙台市が1.195、新潟市が1.69、大阪市が1.138であり、ここにおきましても法定外繰り入れは入っているんですけども、保険料水準ははるかに高いという数値が出ております。

今回、制度改正ということなんですけれども、これは、東京だけということではなくて、全国的な自治体が抱えている問題を解決するための制度改正というふうにご理解願いたいと考えています。

以上です。

◎高橋保険年金課長 先ほどお話のあった小金井市の保険料の水準はどのようなところかというふうなご質問かと思えます。前回お配りした30年度の仮係数に基づく1人当たりの保険料額という資料がありましたが、そのところで小金井市の30年度の法定外繰り入れ前の1人当たりの保険料というのは14万7,881円になります。東京都内の区市町村の合計では15

万2,511円という数字が出ていますので、それよりは若干低いような形になっております。

ただ、それも、ここに出てくる1人当たりの保険料額というのは、やはり市の被保険者の方の所得の水準であったり、医療費の水準であったり、そういうものをさまざま加味している部分があるかと考えております。また、それを28年度の時点での法定外の繰り入れ前と繰り入れ後の試算の数値でいけば、小金井市の場合、繰り入れ前が14万1,760円、繰り入れ後の状態が12万8,431円という形になってございます。

30年度の試算と28年度の法定繰り入れ後の比較というところでは、小金井市は115.14%の伸び率という形になっていきますので、この15%分というところが一般会計からの繰り入れによって補われている部分というような形になります。

ただ、ほかの区市の状況を見ると、その数値については、高いところだと130%を超えて140%も超えているようなところもございまして、やはり制度上で本来納めるべきとされている金額に近づけるというような観点でいけば、小金井市は全国平均よりも低い金額になるというふうには思っております。

◎遠藤会長 渡辺さん。

◎渡辺委員 法定外繰り入れで毎回賄われている国民健康保険であるということでもあります。先ほども申し上げましたけど、今の表を見ましても、決して小金井が突出して高いということではありませんし、また、先のことを考えて決められている今回の改正案だというふうにも思っております。本当に小金井モデルと言えるぐらい小金井市の医療費を減らしていく、そういった方向性をしっかり目標として定めていくということも非常に大事なことだというふうに私は思っております。そういったところから本当に健康な方をつくり出していくことこそが、小金井市のこれからの国保税の値上げを抑えるということにもつながっていくのではないかなというふうに思っています。

今回についてはやむを得ない改正であるかなと、私は、そのように考えるところです。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。齊藤さん。

◎齊藤委員 私の聞き違いでなければ、さっきの課長の説明は、前回の資料、諮問案1とか書いてあったやつ、あれ、10年間を一応目標的に考えて出したやつと言われましたよね。それでよろしいですか。

◎高橋保険年金課長 諮問案というより、ごめんなさい、諮問案は1なんですけれども、改正の案としてほかにも幾つか第3回の協議会のときに示させていただいた中で、前回の資料をもしお持ちであれば7ページのところなんですけど……。

◎齊藤委員 それはいいです。

◎高橋保険年金課長 この時点で、10年間で一般会計繰り入れをゼロにしていくための1年分の上げ幅として設定をしたものが2と3というふうに考えていただければと思います。

◎齊藤委員 わかります。今、すごく難しいやりとりをやっているんですけど、そんなことあり得ないんですけど、仮に来年度の保険料をどうするかというときに、所得割と均等割が出て

いるんですけど、仮に全く諸ファクターが変わらないとして、やはり均等割は来年度と同じ金額で、4,000円アップで行くわけですか、あつ、5,000円か。5,000円アップで行くということによろしいんですか。

◎高橋保険年金課長 いえ、違います。これ、あくまでも区分があるので、2番と3番というのは、そこまでしっかり見ている案ではないです。先ほど来お話しているとおりに、あくまで調定額を7,500万円なら7,500万円上げることを想定した場合に、たまたまなんですけれども、医療分、支援分、介護分の所得割額を0.1%、均等割額を1,000円ずつ上げると、大体、そのぐらいの調定額がキープできたということではありませんので。

◎齊藤委員 わかりました。

それで、私が申し上げたいのは、やむを得ないんですけど、上げるのはしようがないと思うんですよ。上げるのはしようがないと思うんですけど、ただ、今、問題になっているのは、家族が4人いたら、こうなるとかということになっていますよね。だから、それを、結果的には同じなんですけど、今年度、4人相当分を2人分に減らしてみるとか、それを翌年度に回すとか、そういうことで全体をまとめられる方法はないのかなと思ったんですけどね。

結局、一緒なんですよ。一緒なんですけど、緩やかにやるためには、そのぐらいしかないんじゃないかなと思ったんで、先ほど質問したんですよ、私の理解を進めるために。ともかく、上げるのはしようがないと思うんですね、これは不可抗力みたいなものですから。ただ、それをなるべく急激に上げないようにしようというのと、均等割のところしかないような気がするんですよ。だから、そこを、この諮問案のおりに行くのか、そこを若干減らして次年度以降で調整していくのか。そんなところしかないとは思いますが、そうじゃないと結論出ないですよ、と思います。

◎遠藤会長 ご意見でいいですか。

◎齊藤委員 意見です。すみません、そうです。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。片山さん。

◎片山委員 繰入金の話がずっと出ているわけなんですけど、こちら、抑えなければいけないというところでの、これ、東京都の運営方針もまだ固まっていないというところではあるんですけど、そういった形になっていくというような想定で今出しているということなんでしょうか。何かペナルティーになっていくというようなことでの繰入金を抑えるというような形で、諮問をしようとしていることなんでしょうか。

私も、国民健康保険の滞納の相談というのが本当に増えていて、多分、いろんな議員の方、いろんな相談が来ていると思いますけれども、ここ数年非常に増えてしまって、非常に深刻な状況だと思っていますので、先ほどの勉強会からも聞いておりますと、やっぱりこの10年間かけてどんどん上げていくというようなことを、ここで認めていっていいのだろうかという大きな問題があると思います。都の運営方針が固まらないうちに、今、結論を出していいのかということについては疑問だと思っていますので、ぜひ考え方を聞きたいと思っています。

◎遠藤会長 課長。

◎高橋保険年金課長 今のお話ですが、東京都の運営方針案というふうにお話はしました。今、この方針案については、先ほどお話ししたとおりに、東京都の国民健康保険運営協議会のほうに諮問をされて、そこで多少の文言の直しはあるかもしれないけれども、答申を受けている状況のものです。

ですので、最終的に東京都が決定を出す場合にも、計算の方法や方向性については変わらないものと考えております。

◎遠藤会長 片山さん。

◎片山委員 計算の方法ということではなくて、先ほどから課長が説明されているのは、一般会計からの市の負担についてを減らしていくということでの方針を示そうとしているわけですよ。そういった形で、以前も多分説明があったとは思いますが、こういった市の一般会計からの負担という形をとっていくことでペナルティーがあるのかということについてを今、ちょっと確認したいとお聞きしているところです。

収納率を上げていくとか、そういったことは幾つか示されていたと思うんですね、この広域化に当たっては。その中での一つとして7億円以上あるところを減らして、10年間かけてなくしていくようなことでの方針を今立てていると思うんですが、それが東京都の協議会の方針として、これからしっかりと示されていくということなんですかね。そちらで、それがまたペナルティーという形で何か科せられていくんでしょうか。

◎遠藤会長 課長。

◎高橋保険年金課長 すみません、すぐ出てこないんですけれども、運営方針については、一般会計の法定外の繰入金の計画的削減、縮減ということについては明記されているような形です。また、先ほどご紹介があったとおりに、参考資料でお出しした東京都の国民健康保険運営方針(案)の12ページ、13ページあたりのところに書いてあるかと思えますけれども、「赤字解消・削減の取組」というところで、解消すべき赤字はどんなものかというところの設定をし、そういうものが存在している市区町村については計画を立て、計画的にそれに従って赤字を解消していくというような形になってございます。

これは、あくまで東京都の運営方針の中でも述べられていますが、以前、制度改革の内容のところで挙げた課題の一つに、全国的な課題として国民健康保険の一般会計からの繰入金の規模が膨れ上がってきているというところは挙がっておりますので、それを解消していくということは、今回の改革の一つの課題の解消につながるものと考えてございます。

◎遠藤会長 片山さん。

◎片山委員 そうすると、例えばこういった計画を立てていかなければ標準保険料が上がるとか、そういった形でのことにかかわってくるということなんですか。そういった形はまだ示されていないんですよ。ちょっとそこら辺の関連がわからないんですよ。

赤字を解消するような計画を立てていくということは、そういうことを言われるというのは

あるかもしれないんですけど、分析結果を踏まえて全体的な、来年度ということではなくて、何年かかけての計画だとは思いますが、そういった形の計画を立てるとということと、実際の保険料についての標準保険料と示されることとかかわってくるのかどうかというのを確認したかったんですが。

◎高橋保険年金課長 まずは標準保険料率の計算方法というのは、納付金額を決めるやり方、計算の方法であるとか、そこから標準保険料率を算定する方法というの、この方針案の中に書かれています。それと一般会計繰入金の削減のところとの関連というのは、基本的にないというふうに考えております。

確かに保険者努力支援制度であるとか、特別調整交付金というような、歳入の確保であったり、医療費の削減に係る取り組みであったり、そういうものに対して国は一定のお金を出すというふうな形にはなっておりますので、それをもらえる、もらえないのところに削減の状況というのが関係してくるかどうかというところは若干あるかとは思いますが、それはもらえるか、もらえないかのところに関してのところだとは思いますが。

そもそも国民健康保険のその他繰り入れに関しては、医療費の急激な増であるとか、そういうようなことから制度設計の中にあつた国や都や区市町村の公費で賄うべきものと保険料で賄うべきものの設定のところがどうしても難しくなって、保険料で賄うべき部分の不足分を補填してきたというような状況はあるかと思えます。

ただ、そこについてもいろいろな状況があつて、大分膨れ上がってきたこともあつて、この制度の維持自体が難しくなるというふうなことから考えた課題の一つというふうに捉えて、それを解消していく方策を立てるとというのが今回の改革の一つの柱になっていると考えているところでございます。

◎遠藤会長 いいですか。

◎片山委員 まあ、いいです。

◎遠藤会長 ほかにいかがでしょうか。

◎齊藤委員 意見なんですけど。

◎遠藤会長 齊藤さん。

◎齊藤委員 検討するときにはちょっと考えないといけないのは、当然、小金井市の国民健康保険の話をしているんですけども、一般会計からの繰り入れ、極力早目に減らしていくべきだと思うんですよ、最終的にはゼロ。なぜかという、納税している方で国保に加入していない人がたくさんいるわけですね。だから、本来は違う分野に、教育でも、子育てでも何でもいいんですけども、そういうところに使われるべき彼らが払った税金を、彼らが直接関係しない小金井市の国保の穴埋めに使われるというのは、やっぱり避けるべきじゃないか。

その辺まであまり詳しく納税者は見ていないせいだと思いますけど、気がついた人がたくさん出てきたら、恐らく問題になると思いますよ。全く対価を得られないところに我々の税金が使われているということは、やはりそういうことをよく考えて、最終的にはゼロにしていかな

きやいけないなど私は思っております。

そういう意味で、いろんな難しい点はありますが、やはり保険料を上げざるを得ないんだろうなど。それは、医療技術がどんどん進むとか、いろんなファクターがありますが、それを除いても、やはり少しでも一般会計からの繰り入れを減らしていくべきだなどという意見です。

◎遠藤会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。

それでは、他にご意見、ご質問ないようでございますので、質疑という形を終了したいと思います。

国民健康保険税の改定は、平成30年度の当初予算に反映する必要……。

◎森戸委員 会長、ちょっとすみません。

◎遠藤会長 はい。

◎森戸委員 会長としてはどういうふうに諮られるおつもりですか。

◎遠藤会長 諮問に対して答申をしていく必要があるかというふうに思います。ただ、ここでいろんなご意見があって、先ほど当初の段階でいろんなご意見があって、今、その答申を出すということはいかなものかみたいなニュアンスの含んだご意見もあったかと思いますが、やはり答申を出していかざるを得ないかなというふうに思っております。

どうしても採決になってしまいますとイエスかノーかということになって、いろいろな方々のご意見が付されにくい状況というのが出てまいりますので、できれば、おおむね答申を出すということに、うなずいていただくという方向性の中で、少数意見としてこんな意見がありましたということで、意見を付して答申にかえていくというようなことも考えられるかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

◎森戸委員 少数意見なのかどうかというのは、まとめ方だと思うんですね。

◎遠藤会長 そうですね。

◎森戸委員 ということと、それから、まだ東京都が決めていない中でいいのかなんですよね。どういう財政的支援があるのかわからない中で、もうこれで行くんだという決め方になっていくんですかね。

◎遠藤会長 東京都が、これはあくまでも方針案なんですけれども、年明けにきちっとしたものが出されていくとしても、案からかなり外れた内容での決定ということにはならないと思うんですね。

そういたしますと、私としては、ここでやはり市の出された諮問に対して、おおむね答申をこの協議会で方向性を選択していくということで、少数意見という形で、少数という言葉はとったとしても、こういう意見、こういう意見が出されたということで、協議会の中で出された意見を尊重しながら進めていっていただきたいというようなことを添えて答申とするということではいかがでしょうか。

◎森戸委員 今、意見としては、諮問に対して3方式を残すべきだという意見があったわけですよね。そのあたりは全体で一致するのかどうかということですよね。2方式ではなく、3方

式で堅持しながら、できる限り負担を少なくというのが全体というか、被保険者代表からは出ているわけですが、そのあたりがなかなか……。

◎遠藤会長 そうなった場合に諮問されている内容が2方式ということであるので、答申のあり方としては、私もちょっとよくわからないんですけども、2本ありまして、2方式にするといった、そちらのほうに関しては、そのとおりに答申を出すというのは難しいというような、そういう答申のあり方というのはない。

◎藤本市民部長 諮問に対して同意はしていただくんですけども。

◎森戸委員 同意してって、そんな最初から同意なんて言わないでください。

◎藤本市民部長 おおむねなんですけれども、やはりこういう反対意見があるというところを付していただきたいなというところなんですよ。

◎金井委員 ちょっといいですか。

◎遠藤会長 金井さん。

◎金井委員 反対とか賛成とか、ただ単純な、それではないと先ほど言われましたよね。イエスかノーかだけを答える、そういうシステムなのかというふうに尋ねたときに、必ずしもそうだというお答えはなかったと思うんですよ。

要するに、私たちも別に全部だめだとかと言っているわけではなくて、よりよくしていくためにどうしたらいいかということで、みんな知恵を出しているわけですから、その出している知恵が生きるような答申なり何なりができたらいいいと思うんです。

私の個人的な意見は、先ほど3点、こういう点をつけてほしいと。だから、意見としてつけるという形だとかなり形式的になってしまうので、こういった意見が出ているけれども、答申案にその意見を盛り込むことについて、挙手するとか、そういうことではないんですけど、できれば皆さんにご意向を伺ってもらえたらいいなと私は思っています。

例えば今、2方式で行くといっているけれども、平成30年度についてはとりあえず3方式、現状のままで行って様子を見てもいいのではないかと。今までのいろんな論議を聞いたり、資料を見ている限りは、そういう感じを私は持っていますので、その辺を皆さんにお尋ねしていただければなと思います。

それから、先ほど多子世帯の問題については、受益をしているのだから、そのぐらいは我慢すべきだというようなご意見もありましたが、先ほどほかの方からも保険料の滞納の問題での相談がここ数年目立って増えてきているというご意見もありましたので、やっぱりもう少しそこは慎重に考えて、多子世帯に対する均等割についても、ただ一律に課していくということではなくて、何か配慮していくというか、もっと言えば軽減していくというようなことについても皆さんにご意見を伺っていただきたいと思えます。

あと、均等割の引き上げ幅を圧縮するという点についても、答申に当たって、皆さんのご意見を伺っていただいた上でできたらなというふうに思っています。

◎遠藤会長 今、諮問されているのは2方式にということで諮問がありますので、そこに待つ

たをかけるというのは、答申を選択していくのであれば、なかなか難しいかなというふうに思っていますが、あくまでも少数意見ということではなく……。

◎金井委員 だから、皆さんのご意見を聞いていただきたいんですよ。

◎森戸委員 運営協議会は、諮問案に同意することだけの機関じゃないと思うんですよ。それは却下することだってあるわけですよ。運営協議会って、そういう権限を持っているはずなんですよ。

したがって、何か同意が前提で、少数意見で、こうこう、こういうものをつけるということではないと思うんですよ。私は違いますが、被保険者代表の皆さんも絶対上げちゃいけないということじゃなくて、もっとやり方があるんじゃないかとおっしゃっているわけですから、やっぱりそこは尊重していかないといけないんじゃないですかね。

何か同意が前提と言われると、ちょっとそれぞれ違和感を感じていらっしゃるんじゃないかと思うので、諮問はこうだけれども、運営協議会としては、当面、3方式で行くべきだという意見があったとか、同意はしていないという結論だってあると思うんですよ。

◎高橋保険年金課長 すみません、先ほどお話をさせていただいたとおり、現行の本運営協議会の規則のほうで、先ほど部長からもお話しさせていただいたとおり、諮問に対して速やかに会議を開いていただき、答申を出していただくということはあるわけですね。その議決の方法については、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときには議長の決するところによるというものも規則にございます。

ですので、私どもの出した諮問案に対して、まずは決をとっていただくという形に今のお話ではなるのではないかと思います。その決の結果、例えばどちらに転ぶかというところからお話が始まるということなのかなと。あまりまとまらないようであれば、そういうようなお話になるのかなというふうには感じてございます。

◎齊藤委員 ちょっとよろしいですか。

◎遠藤会長 はい。

◎齊藤委員 今日、議長名で次回の1月11日の開催通知が来たんですけど、その議題の1、2は、要は一部改正についてというのを今度諮問されるわけですよ。私が思ったのは、今日の諮問に対してある程度答えないと、次回の諮問案は出ないんじゃないかと思うんですよ。

諮問案というのは、普通、2方式で行く、3方式で行くということを2つ出すことでなくて、恐らくどちらかで諮問されると思うんですよ、違いますか。

◎高橋保険年金課長 まず、私どもが今回諮問させていただいている内容については、方式の変更という形で金額の設定をさせていただいているものです。平等割をなくして、均等割を2万1,000円から2万6,000円にするという諮問をさせていただいてございます。それに対しての答申をいただきたいと私どもは考えております。

1月11日に予定しているもののところは、先ほどお話をした税制改正の部分については、実際に決定されるのは多分3月の末ぐらいに決まっていくものですがけれども、一応、今の段階

で閣議決定されているので、それが3月末までに確定した場合には、それを小金井市ではどうしていくかということについての諮問をさせていただきたいと考えてございます。

ただ、議員の方々は皆さんご存じかと思えますけれども、私ども、来年度の予算を3月の市議会のほうに上程させていただきますが、実際、予算組みをする作業というのはもう1月中に決めなければ上程もできないような状況になりますので、前回の協議会でも、できれば、その場で答申がいただけるものならいただきたいというお願いをしましたが、ご無理をお願いしてしまったということもあり、今回の協議会を継続として開催させていただいたところでございます。

◎遠藤会長 松本さん。

◎松本委員 最初一回言ったように財産権の侵害に当たるので、こういう審議会でそういうことを軽々に決定するということについてのためらいがあります。だから、いろんなことを考えなければいけないというふうに思うのが第1点です。

それから、時々いろいろ意見が出ていますのは、小金井市だけ率先してやっているんじゃないか、ほかの市町村は、後で気がついたら、誰もついてきていなかったんじゃないかとか、そういうことが今全くわからない。その中で、なぜ小金井市だけ先を走らなければいけないのかということに、やや理解ができないというような背景があるんで、もう一つは将来に対しての見通しが全然立たないということで、ためらいがずっと続いていると思うんですけども、ただ、厳しい状況にあることは当然わかっているんで、その対応として、今出されている案が一つの案として出てきているということ自体については理解をせざるを得ないのかなという気持ちはあります。

ただ、議論でも出ていますように、いろいろな問題点があるので、そういうところについてはやっぱり留保というか、配慮していただきたい、そういう前提はぜひつけていただきたいという気持ちはあります。例えば都のほうの考え方というのが、まだ案の段階ということですけども、ついてはありますが、これ、医療費の見直しを含めて相当広範の話をしているわけですね。これだけの大きな世界の中で、こういうピンポイントの話というのが初めて成立し得るので、もう一回広いテーブルをぜひ認識していかなければいけないんじゃないかということとは申し上げていかなければいけないのかなというふうなところが1点。

それから、ケーススタディーを見ると、経過的であるにしても、特定のところだけ負担感が上がっていくという計算になっているわけですね。そういうことを抜きにして、子供がたくさんあるんだからしょうがない、当たり前だということだけで済ませるかどうかというのは疑問が残りますので、その辺への配慮をある程度はしていただきたいというのが2点目です。具体的な改定案を策定するに当たっては、そういうことへ配慮していただきたい。

それから、もう一点は将来への何からの見通し、そういうものを透明性、あるいは見える化という言葉でいいんでしょうか、そういうのをぜひ見えるようにしていただきたい。先が見えない中で、来年度これだけというふうにして、マイナスのところ、数字だけ今見せられている

わけなんですけれども、果たして、このままで行けるという保証も全くないし、むしろ将来はどんどん膨らんでいくというのが想定できるわけですから、そういうことがある程度、みんなが見えるようになって、なおかつしようがないねと言わざるを得ないような、そういうきちんとした説明というんでしょうか、そういうものをこれから市当局、あるいは議会なりがちゃんとやっていただかなければいけないというような、そういった点についてぜひ付言していただければありがたいなというふうに思います。これは私の意見です。

◎遠藤会長 この協議会に付された諮問案ということで、そろそろ方向性を決定していかざるを得ない状況ではあります。それで、答申に対してノーということがあり得るのかどうかということなんですけれども、そうやってまいりますと来年度の予算を計上するといったことに関しまして、非常に大変な状況が出てくるのかなとも思います。

そこら辺で、もう一度答申に対して、これはなかなか難しいという判断をこの協議会が出していくということに関して、何かもうちょっとご意見がありましたらお出しいただきたいと思うのですが。

◎西野委員 すみません、いいですか。

◎遠藤会長 西野さん、どうぞ。

◎西野委員 まず、ノーと言ったら、やっぱりノーというだけの責任が出てくると思うんですよ。やっぱり次のこういうふうにしたらどうでしょうか、僕たちの試算はこうですと、その責任はあると。ただ、やはり今、皆さんお話ししているように、これを議決するかしないかを悩まれている、これを決めていいのかどうかということもあると思うんですよ。先に議決するかしないかの決をとって、もちろん議決をしない場合は委員長一任になると思うんですけども、それを議決するかしないかの決をとった上で、決をとりましょうという意見になったら決をとるという方式というのは考慮しちゃいけないんでしょうか、いかがでしょうか。

◎遠藤会長 賛否を問うという形で賛成、反対。ただ、答申を出していきましようということでは決をとっていくということはいいと思うんですけれども、ただ、内容について賛成、反対ということで結論をそこで出してしまうと、こういう意見がありましたということで意見を付すことができにくい状況が生まれてしまいますので……。

◎西野委員 では、まずは、その方式にするかどうかですね。こういう意見がありますという方式のほうが望ましいということで決をとって、そういうのじゃないよ、やっぱり少数意見かどうか確かめたいという方もいますので、もしそういう意見じゃなければ決をとる方向に話をもっていくと。

◎遠藤会長 そうですね。では、西野さんの今おっしゃっていただいた内容で、皆さんのお気持ちをお諮りしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、少数意見というか、少数ではないにしても、意見を付して答申をみんなで確かめ合うという方法がいいと思う方。

どちらにしましょう。採決をして、それでこの答申を出すのに賛成か反対かというか、諮問

された内容に賛成か反対かということで、どちらかを決定していくというやり方と、それから、この諮問案に対して私たちは、粗々よしとする方向性は確認をしているんだけど、多くの委員からこんな意見が出たという、その2つです。

それで、先に意見を、いろいろな方からこんな意見がありましたということを選択したいという方の挙手を願いたいと思います。いかがでしょうか。

(「わからない」の声あり)

◎遠藤会長 最初に、この諮問に対しておおむねよしとするが、しかし、いろんな方々からいろんな意見がありましたということで意見を付すことができる、そういうのが1つ。

◎西野委員 従来型のやつですよ。

◎遠藤会長 そう、従来型。

◎西野委員 というか、今まで、去年、一昨年とやらせていただいたんですけど。

◎遠藤会長 今までも、そういうことをやってきました。

◎西野委員 今までやっていましたね。それとは別に、もう今回は決をとるんだ。今までの慣例とは違って、決をとるんだと。どちらにしましょうかというのを皆さんでご相談したらどうでしょうかと。

◎遠藤会長 西野さん、すごくきめ細かく言っていただきました。

最初に、意見を添えて、今までどおりのやり方でやるという方法に賛成の方は挙手をお願いします。

◎森戸委員 ちょっと待ってください。

◎遠藤会長 はい。

◎森戸委員 決をとるのはいいんですけど、まずは、この答申に賛成か反対かですよ。賛成か反対かで、ただし意見はつけるよということもあってもいいんじゃないかと思うんですよ。意見を付して答申を出すというのは、合意した意見を出すということですよ、今、西野委員がおっしゃったのは。でも、合意しない……。

◎遠藤会長 その場合は、もう採決をするということになってしまいます。

◎西野委員 もちろん皆さん、採決したいというんだったら、それもいいと思うんですけど、否決をしてしまった場合は、その方には責任があると。ただ、それをやはり一般の方に責任を負わずというのは、ちょっと苛酷かなと僕は思ったので、もちろんどちらでも、皆さんが選ぶほうでいいと思うんですが、やはりここは従来型にするか、それとも決をとりたいかどうかというののご相談です。

もちろん決をとらないメリットとしては、意見がちゃんと述べられるというのが一つ大きな……。

◎遠藤会長 メリットだと思います。

◎西野委員 だと僕は思うので、もしこれで決をとったときに、これが可決されてしまったら、今せっかく出たようないい意見ですよ。

◎遠藤会長 意見を付すということができなくなってしまう。

◎西野委員 できなくなってしまうですよねと。いわゆる市民感情といいますか、一般的な方が思っているようなすばらしい意見が市長に届かなくなるおそれのほうは僕は心配かなと思って、今の提案をさせていただきました。

◎森戸委員 すみません。

◎遠藤会長 はい。

◎森戸委員 ということは、合意してはいないが、反対の意見を述べるができるという意味もあるということですか。

◎西野委員 従来型の方法は、たしかそういう配慮があった形だと思いますが、いかがでしたでしょうか、従来いましたものね。

◎森戸委員 そうですね。

◎西野委員 ちゃんと少数意見を市長に届けるというのも僕たちの役割なんじゃないかなと。市民感情というか、市民目線を届けるという意見で今の発言をさせていただきました。

◎遠藤会長 金井さん。

◎金井委員 諮問に対する答申の出し方として、形式的に言えば、答申はまだ出さないというの1つあるんですね。それから、諮問の内容を修正するという答申もあるわけですが、形式的なあり方として。それから、従来、ここで私も経験してきた意見を付して出すというのもある。だから、2つしかないんじゃないかと、今言ったように3つもあるんですよ。

ですから、もうちょっと整理をしないと。答申しないというのは、前回のときは、とてもこの内容では説明不足だし、理解もできないので、次回まで答申はしないって継続になったんですよ。ですから、答申しないというのも一つ方法としてはある。そういうことです。

◎西野委員 質問なんですけども、答申をしないという結果は、つまり予算が立たないという結果になってしまうんじゃないかと思うんですが。

◎金井委員 いや、ずっと答申しないといっているわけじゃないんですよ。

◎西野委員 もちろん、ただ……。

◎黒米委員 それは、期日内にもう一度委員会を開かなければいけないということですよ、答申を立てるための。ということになりますよね。

◎金井委員 そうですね、手間はかかりますね。

◎遠藤会長 ただ、東京都のほうで、今、案が出されている方針、あくまでも案なんですけれども、これが決定されるのが年明けということになりますと、さらにもっと詳しい、確固たるものとしての方針が、案をとった状態で欲しいということになりますと予算計上ということの段取りを踏んでいくということを考えると、ちょっと難しいのかなというふうに思っているところなんですけど、私たちが今、質疑をしている中で、ここについてもうちょっと質疑をしたいとか、これについてもうちょっと聞きたいとか、いろいろ問題点がピックアップされて、それについてもうちょっと消化したいというような、この会全体の合意があれば、今回は答申を出

すのを待って、もう一回協議会を開きたいって、その選択はあると思うんですけども、でも、今日、質疑を聞かせていただく中で大分出そろってきたのではないかというふうに判断をしているところではあるんですが、いかがでしょうか。

できたら本日、答申を出す、あるいは決をとるといった形にならざるを得ないかなというふうに判断をするところではありますが、金井さん、それでよろしいでしょうか。

◎金井委員 いいですか。

◎遠藤会長 はい。

◎金井委員 修正をするというのはないんですか。これだけ意見が出ているのに、ただ、答申の脇に書いておくという処理の仕方もあるし、だけど、これだけの意見が出ているのであれば、一定の修正について再度協議するということだってあり得るわけですよ。委員の方々はとても時間をとって大変だと思いますけれども、でも、ただ単に「はい、いいです」という機関ではないと思いますので、やっぱり、このところはこういうふうに直したらどうでしょうかとか、そういう提案をここはできる場所だと思うんですよ。

そのことを話し合っ合意できれば、それは一部修正するということだってあり得るわけですから、そこを論議してほしいという意味で、私は先ほど3点申し上げたわけですけども、それは特に議長のほうで論議をされるというか、提案にはなっていないかなんですけどもね。

◎遠藤会長 すみません、ちょっとわからないんで。手続的に諮問に対して話し合いの結果、諮問内容そのものに修正をかけたものにしてもらいたいということが可能かどうかということと、もし、それが万が一可能だとしたらば、日程的にクリアできるかかどうか、予算計上までにということ、どうなんでしょうね。

◎森戸委員 すみません。

◎遠藤会長 はい。

◎森戸委員 3方式って言って、意見があったわけですよ。これで見ると、3方式にしても、影響額というのはほぼ変わらないんですよ。6,600円を残してやって、改定前で均等割総額と平等割総額を足せば5億8,600万になるのかな、ですよ。改定後は6億なわけですよ。差は1億1,400万ぐらいで、1,272万9,000円の影響額と考えると、もう少し前後はあるかもしれませんが、ほとんど変わらないので、今言っている3方式が繰入金をもっと増やさないとできないということではないやり方を私は提案されていると思っていて、そういう意味では予算に影響するとか言われるんですけど、そう大きな影響はないんじゃないかなと私は思っているんで、そういう見直しの答申というのも運協で提案することもあるんじゃないかと私は思うわけですよ。

そのあたりもう少し考える意味で、予算の折衝、復活要求が1月の中旬ぐらいまでというふうに考えれば、そんなに無理筋の話じゃないのかなと。もう7億5,000万ちょっとで予算要求されているんでしょから、その範囲なんじゃないかと思えますけどね。

◎金井委員 いいですか。

◎遠藤会長 はい。

◎金井委員 ここで金額まで決めようと言っているわけじゃなくて、もう一回見直してほしいと、そういうことを言っているだけなんです。それは、計算的にはこの範囲内に、素人だから、それほどよくはわからないけど、見る限りでは、そんなに大きく変わらないと。ですから、そこは具体的な額まで決めて諮問案に対して答申で修正をするということではなくて、額は言わないんですけども、そういうことを検討していくということを申し上げているんですけどね。

◎高橋保険年金課長 前回継続になって、私ども今回、例えば2ページのほうに示させていただいたとおり、今回の諮問案の提案理由というものを文書として出させていただいています。やはりこの改革は、今後30年度で終わるものではなくて、先ほど来お話をしているとおり、ここから先、計画的に繰入金を引き下げていくということは私どもに課せられた課題だと思っております。

その中でやはり方式を変えるだけという諮問案を出したのは、できる限り影響を初年度なので小さくしたいというふうな思いからということで、今回の諮問案を出させていただいています。一定、私どもも検討した結果ということでの諮問案ですので、まずは本日、答申を出す、出さないも含めてからなのかかもしれませんが、そういう形で一定の結論を本日いただきたいというのは私どもの思いでございます。

また、先ほど来ありました予算計上の話でございます。私ども、今日、諮問に対して答申をいただきましたら、それに対して当然、予算案も確定をしていきますが、条例案その他、それに付随するものを全て準備して、案件として3月の市議会にかけられるような形にするには、年明けにもう一度この協議会を開くということについては、日程的に結構厳しいような状態だということだけはお伝えさせていただければと思います。

◎遠藤会長 やはり、この協議会に諮問があって、それに対する答申を求められているということを考えますと、本日、修正というようなご意見もありましたが、答申という形を呈するというのが本来のこの協議会に課されている、ある意味、義務的なものであろうというふうには判断をしているところであります。

貴重な意見がたくさん出てまいりました。国保の内容が大幅に変わるということで、市の担当者も含めて、私たちもとても戸惑うことが多くございます。しかし、一歩先に進めていかないと、私たちも東京都の市町村の中の一自治体であるということを考えると、先ほど片山さんからペナルティーがあるのというような質問もありましたけれども、そういうようなことも含めまして、やはり東京都の中の一自治体として国保のやり方について私たちも歩みを一緒にしていく必要があるのかなというふうには感じているところであります。

したがって、それぞれに戸惑いがあると思いますが、本日答申を出していくということでお諮りをさせていただいて、まとめていきたいと思っております。

◎片山委員 答申におおむね合意をして、意見がこういったものがあつた、先ほどそういった選択とおっしゃったんですが、ただ、やはり採決をするということでの賛成、反対ということも明らかにしたというところでの反対といつても、いろいろな心配が、このような形でクリアできていないというようなことについて、そういった意味での反対であつたということについては意見としては貴重なものだと思うんですね。

答申そのまま賛成ということはできないんだけど、ただ、それを進めていく上では、まだ今後も続く話なので、こういったことは今後考えていかなければならんんじゃないかというようなことについて意見を付していくということではできないのかと思つていますが。

◎遠藤会長 その場合に意見を付すというときには、反対、賛成の決をとつてしまうと、なかなかつけにくいという状況があるようです。

◎片山委員 そうすると、賛成か反対かしかかなかつたというような結論になるということなんでしょうか。

◎遠藤会長 はい、結果としてね。やはり意見を付すという方法をとるには、おおむねこのとおりの方法でということをお内諾した上で意見を付すということが今までの例だつたと思うんですけども。

◎片山委員 ただ、そうすると、先ほどからの負担が増える世帯についての対応策が全くとられていないんですね。そういったことが想定される中で答申を進めていくということになりますので、それはかなり責任が重たいと私は思つております。

◎渡辺委員 すみません。

◎遠藤会長 渡辺さん。

◎渡辺委員 想定して話をしてもなかなか決まらないと思うんですね。それでは家族の多い世帯はどうかとか、多子世帯はどうかとか出ていますけど、今回決めなきゃならないのは、今回は東京都が主体となつて運営をしていくに当たつて、各市が平準化をしていく、そのために法定外繰り入れをいかに減らすかということなんだと思うんですね。

そのために、できるだけ変わらないと考へていただいた上で提案されているのが今回の提案だと思つておまして、実際に物すごく大きく変わる世帯が出てくるとしたら、それはそれで考へていかななくてはならないことだと思つますし、それは意見を付していくという形で、ぜひ進めていただくようにしなければ、提案していただいている大事な制度改正の第一歩だと思つますので、本当に多くの思いがありますし、私も保険料が上がらないにこしたことはないわけなんですけど、でも、このままで行くと国保自体が危ないし、また、都が主体になっていくときに各市町村の違いというものが大きくなっていくということで、やむにやまれぬといひますか、いい形で進めていくための第一歩だと思つますので、前向きに捉えていけたらなと、そのように思うところなんです。

◎遠藤会長 さまざまな意見をいただいているところではありますが、一定、ここで方向性を出していきたいというふうにお思つております。

◎森戸委員 ちょっと休憩して、もうちょっとざっくばらんに話をしてみたらどうですか、3方式のことも含めて出ているので。もう短時間でも。

◎遠藤会長 そうですね。

◎森戸委員 うん。

◎遠藤会長 では、ちょっと休憩します。

2 1 時 2 4 分 休憩

2 1 時 3 2 分 再開

◎遠藤会長 では、これから再開いたします。

質疑は終了したというふうに判断しております。国民健康保険税の改定というのは、平成30年度当初予算案に反映させる必要がございます。そのために平成30年度第1回の定例会に議案を上程したいということでございますので、本日、答申をまとめたいて考えております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 異議なしでいいですか。

◎森戸委員 答申をまとめたいてというのは、答申を出したいということですね。

◎遠藤会長 答申を出したいというふうに思っております。

答申といたしましては、市長の諮問のとおりということで取りまとめたいてと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

◎遠藤会長 わかりました。ここで答申のあり方なんですけど、反対の方が数名いらっしゃるというようなことございますので、その答申をまとめるに当たりまして決をとる必要があると思います。その決をとった場合には意見を付すということがなかなか難しい状況になってくるということもございます。

◎森戸委員 ちょっとよくわからないんだ。

◎遠藤会長 異議ありの場合、反対の方が数名いらっしゃるようですので、協議会としては諮問に同意をしますが、答申には意見として反対意見があったということをし添えるということが出来ますけれども、その方法でよろしいかどうか。

◎片山委員 反対意見があったということ？

◎遠藤会長 異議ありということで、反対の意見があったということですが、決をとってしましますと協議会の判断として賛成、あるいは反対としての結果しか残っていかないということです。

なので、今までどおり反対という意見がありましたが、おおむね答申は同意するというような形をとりまして、さまざまなこういう意見がありましたということで意見を添えるというやり方もありますが、どちらの方法にいたしましょうか。

◎森戸委員 あんまり、そういうふうに二者択一にするのがどうかと思うんですね。

◎金井委員 よくわかんない。

◎遠藤会長 ここであんまり迷っていると、やっぱり決をとるという判断になってしまうんですけれども。

◎金井委員 先ほど修正はしないと議長が一言言われたんですが、それはみんなに全然諮っていないんですよ。

◎遠藤会長 では、ここまで進んできてしまいましたけど……。

◎森戸委員 ちょっと……。

◎遠藤会長 修正をするという協議会のそういう権限があるとは私は実は思っておりません。

◎金井委員 そうなんですか。

◎遠藤会長 あくまでも諮問というのは、諮問内容に答申をしていくということでありまして、意見が出た内容について、こういう意見がありましたということ添えて答申をするということだというふうに思っております。

◎金井委員 そうなんですか。

◎遠藤会長 はい、私は、そういうふうに思っております。

◎森戸委員 そうなると、ここは形式的な附属機関で、市から出された諮問は全部合意しなきゃいけないということなんですか。それは、諮問機関の意味はないと思いますよね。

◎遠藤会長 わかりました。では、最終的に決をとるようになると思います。

◎森戸委員 それで、ちょっと会長、休憩をとっていただいて。

◎遠藤会長 また休憩ですか。

◎森戸委員 うん。3方式の件については、ちょっと休憩時間中にどう考えていらっしゃるかというのを、全体をちょっと聞いていただけないかと。その状況でまた開いて、全体はもう2方式でいいんだとおっしゃるんだしたら、その合意で、私たちは少数意見を付すということになると思うんですよ。

あんまり表のところで、2方式、賛成か反対かというのはなかなかとりづらいいから、休憩をとっていただいて、皆さんのご意見を聞いてみられたらどうでしょうか。

◎遠藤会長 異議ありというところまで進んでしまっただけなんですけど、もう一回休憩します。

21時38分 休憩

21時56分 再開

◎遠藤会長 では、休憩を解いて再開します。

先ほどは異議ありというところまで行きました。

◎西野委員 すみません。そうしたら、やはりいろんな貴重な意見が出ていますので、今までの慣例どおり、少数意見も拾い上げていただいて、市長さんに伝えていただきたいと僕は思います。

◎遠藤会長 わかりました。

では、西野さんのお考えをいただきまして、反対の方が数名いらっしゃるようなんですけれども、

協議会としては、諮問には同意しますが、答申書にはさまざまな貴重な意見が出たということで、意見があったということを申し添えるということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎片山委員 ちょっと待ってください。それは、全員同意ということですか。

◎遠藤会長 だから、反対の方が数名いらっしゃいますが。

◎片山委員 反対がいたということという意味ですか。

◎遠藤会長 先ほど異議ありということで、西野さんのご意見がありました。それで、反対の方が数名いらっしゃるようではございますけれども、協議会としては諮問に同意しますが、貴重な意見があったということで、その意見があったということを申し添えるということでまとめていく。いいですか。

◎金井委員 意見の内容も書くんですか。

◎遠藤会長 もちろんです。意見の内容ももちろん。

◎森戸委員 それぞれが会長に出せばよろしいわけですね。

◎遠藤会長 そうです。

それでは、協議会といたしましては、本日中に答申をまとめる必要がございますので、従前どおりということでございます。

協議会としては、諮問に同意いたしますが、答申書にはさまざまな意見があったということをお願いいたします。

次に、日程第2「その他」に入りますが、事務局から何かありますでしょうか。

◎高橋保険年金課長 特にございません。

◎遠藤会長 皆さんから何かありますでしょうか。

それでしたらば、この会議を閉じたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。ご協力ありがとうございました。

21時58分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

平成29年12月27日

議 長 遠藤 百合子

署名委員 西野 裕仁

署名委員 池田 馨